

集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱

(平成6年9月8日 区長決裁)

改正 平成7年4月19日区長決裁

改正 平成8年6月21日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、北区居住環境整備指導要綱第7の5に規定する資源保管場所の設置に関する事項を定めるとともに、資源の効率的な再利用の促進とゴミの減量化を図り、もって、資源循環システムの形成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 区が直接行う資源回収又は区が支援する資源回収の対象物をいう。
- (2) 集合住宅 階数3階以上で住戸数15戸以上の住宅をいう。
- (3) 建築主 集合住宅若しくは資源リサイクルが必要と認められる延べ床面積1,500㎡以上の建築物の建設工事に関する請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事を行う者をいう。
- (4) 所有者等 集合住宅若しくは資源リサイクルが必要と認められる延べ床面積1,500㎡以上の建築物の所有者又は所有者から委託を受けて当該住宅の管理を行う者をいう。
- (5) 資源保管場所 資源の一時保管及び搬出搬入作業に必要な場所をいう。

(対象建築物)

第3条 この要綱は、集合住宅又は資源リサイクルが必要と認められる延べ床面積1500㎡以上の建築物(以下「対象建築物」という。)の建設に適用する。

(区長の責務)

第4条 区長は、家庭系を中心とした資源の回収を適切かつ効率的に実施することに努めるとともに、集合住宅の居住者に対して資源リサイクルに関する啓発を行うものとする。

(設置基準)

第5条 建築主は、集合住宅を建設する場合、次の各号の設置基準を満たす資源保管場所を確保するものとする。

- (1) 規模
 - ア 資源の一時保管場所として、住戸数25戸以下については8㎡以上の資源保管面積を確保し、住戸数25戸増加するごとに概ね8㎡の資源保管面積を確保するものとする。
 - イ 資源の搬出搬入作業場所として、住戸数50戸未満については3㎡を確保し、住戸数50戸以上については6㎡を確保するものとする。
- (2) 設置場所 資源保管場所の設置は、ごみ集積場と区別するとともに資源の搬出搬入作業を効率的に実施できる場所に設置する。
- (3) 構造 資源保管場所の構造は、資源の有価性を保持するとともに

周辺環境に悪影響を及ぼさないように配慮した構造とする。

- 2 資源リサイクルが必要と認められる延べ床面積1,500㎡以上の建築物の設置基準の設定については、第7条で規定する事前の協議に先だって区と協議し決定する。

(管理基準)

- 第6条 対象建築物の所有者等は、資源保管場所を自主的に管理するとともに、資源の収集、保管、回収方法について、居住者に周知徹底を図らなければならない。

(事前協議及び計画書の提出)

- 第7条 建築主は、対象建築物を建設する場合は区長に対し、第5条に規定する設置基準の適用について事前に協議を行わなければならない。

- 2 建築主は、前項の協議内容を資源保管場所設置計画書(第1号様式)に示し、これを区長に提出しなければならない。
- 3 建築主は、資源保管場所設置計画書に基づき資源保管場所の建設を行わなければならない。
- 4 当該建築物の譲受人は、資源保管場所設置計画書及び譲渡人と区との合意事項を遵守するものとする。

(完了報告)

- 第7条の2 建築主は、前条第3項で規定する建築物の工事を完了したときは、速やかに、資源保管場所設置完了届(第2号様式)により区長に報告するものとする。

(勧告等)

- 第8条 区長は、建築主が第7条に規定する事前協議を行わない場合は、協議を行うよう勧告することができる。

- 2 区長は、建築主又は所有者等に対して、必要と認める場合は、資源保管場所に関する報告を求めることができる。

(その他)

- 第9条 区長は、この要綱に定める事項の他特に必要と認める事項については別に定めることができる。

附 則

(実施時期)

- 1 この要綱は、平成6年9月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。